

平成23年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成23年12月22日(木曜日)

議事日程第6号

平成23年12月22日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第115号及び議案第119号の撤回について
- 日程第4 議案第116号から同第118号まで、議案第120号及び議案第129号
- 日程第5 議案第121号から同第124号まで及び議案第130号から同第133号まで
- 日程第6 議案第125号から同第127号まで及び議案第134号から同第136号まで
- 日程第7 議案第128号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第8号
- 日程第10 発議第9号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第115号及び議案第119号の撤回について
- 日程第4 議案第116号から同第118号まで、議案第120号及び議案第129号
- 日程第5 議案第121号から同第124号まで及び議案第130号から同第133号まで
- 日程第6 議案第125号から同第127号まで及び議案第134号から同第136号まで
- 日程第7 議案第128号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第8号
- 日程第10 発議第9号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

応招議員 26名

## 出席議員 26名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	古畑浩一君	6番	後藤善和君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	久保田長門君	10番	保坂良一君
11番	中村実君	12番	大滝豊君
13番	伊藤文博君	14番	田原実君
15番	吉岡静夫君	16番	池田達夫君
17番	五十嵐健一郎君	18番	倉又稔君
19番	高澤公君	20番	樋口英一君
21番	松尾徹郎君	22番	野本信行君
23番	斉藤伸一君	24番	伊井澤一郎君
25番	鈴木勢子君	26番	新保峰孝君

## 欠席議員 0名

## 説明のため出席した者の職氏名

+

+

市長	米田徹君	副市長	本間政一君
総務部長	田鹿茂樹君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	酒井良尚君	総務課長	渡辺辰夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	久保田幸利君
青海事務所長	扇山和博君	市民課長	竹之内豊君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	池亀郁雄君
健康増進課長	伊奈晃君	交流観光課長	滝川一夫君
商工農林水産課長	金子裕彦君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者会計課長	山崎弘易君
ガス水道局長	小林忠君	消防長	山口明君
教育長	竹田正光君	教育委員会教育総務課長	結城一也君
教育委員会子ども課長	山崎光隆君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	田原秀夫君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	小林強君	監査委員	廣川勲君
監査委員事務局長	横田靖彦君		

事務局出席職員

局長 小林 武夫 君 係 長 松木 靖 君  
主査 大西 学 君

午前 10 時 00 分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（古畑浩一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、13 番、伊藤文博議員、26 番、新保峰孝議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1 番 甲村 聡君登壇〕

1 番（甲村 聡君）

おはようございます。

12 月 8 日と本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案の撤回についてであります。議案第 115 号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 119 号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件について、市長から 12 月 16 日付で撤回請求書の提出がありました。これにより、議案の撤回を本日の日程事項といたしたいものであります。

また、委員長報告につきまして、総務文教常任委員長及び建設産業常任委員長から休会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委

員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として発議第8号、免税軽油制度の継続を求める意見書及び発議第9号、原子力発電所の段階的縮小と再生可能エネルギーへの転換・促進を求める意見書が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、12月8日の議会運営委員会では、議員定数検討委員会について、検討事項を議員定数検討時期を3月末日をめどとする市民意見の意向調査、各種市民団体等の意見調査を行い、検討結果については全会一致を目指してほしいということで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

議会運営委員長に1点だけお尋ねいたします。

去る12月16日に条例2件、115号、119号のこの2件が取り下げられたというご説明でしたが、この2件については12月5日、定例会初日に追加議案として提出されたものです。今回、最終日に、またこの2件が取り下げられるという、この経過ですね、いろいろあったかと思うんですが、事情がよくわかりません。新聞等にも報道されてはおりますが、市民の納得のいく形で説明する必要があるのではないかなと思うんですが、提案者にこれは聞くべきですけども、議会運営委員会でこの2件の取り下げについてどのように協議されたか、教えていただきたいと思いません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番（甲村 聰君）

市長のほうから115号、119号について撤回請求書が提出された。このことを議会運営委員会で、この本日の議会日程に入れるかどうかを審議したということで、その提案理由につきましては行政側であると、このように判断しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

取り下げの項目ということですよ。そこのところは大事な問題なので、確認したかったんです。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第２．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔１３番 伊藤文博君登壇〕

１３番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、会期中の１２月１６日に、２件について所管事項調査を行っておりますので、主な質疑内容をご報告いたします。

糸魚川市危機管理監の設置については、消防本部より、平成２４年１月１日付で、糸魚川市危機管理監を設置したいこと。理由は、大規模な危機事象等を想定した場合の任務分担を明確にするためであり、危機管理監には防災・減災担当として消防長を、総務担当として総務部長を充てる。また、現在の体制を変更するものではなく、指揮命令系統を明確にするためであると説明がありました。

委員より、危機管理体制としては、副危機管理監の設置が必要ではないかという質疑があり、実際の体制として、消防長不在の場合は防災室長が、総務部長不在の場合は総務課長がその任に当たることになっている。正式に副危機管理監を設置し、明文化すると答弁がありました。

山ノ井保育園（仮称）の改築については、担当課より、１１月１５日の委員会以降の経過と、今後の方針について説明がありましたので、主な内容についてご報告いたします。

１２月１日の設計ＪＶ及び１２月７日の上越地域振興局担当者との協議を受けて、１２月８日の市政運営会議で次の方針変更を決定しており、その内容は、

混構造の梁をやめて木製梁に設計変更する。

開園が延期した責任と損害は、すべて設計事務所にある。

梁材を変更するが、天井空間の広い設計にする。

梁材変更による断面図と工事費用及び今後の日程表の提出を指示した。

ということでありませぬ。

なお、12月1日の設計JVとの協議において、設計事務所としては責任を感じており、相応の負担はするということを確認をしているとのことでした。

また、この方針による今後の日程については、およそ設計に45日間、確認申請に45日間、工事に210日間かかる見込みであり、具体的には市と設計JV及び建設JVとの三者で協議して詳細の工程を決定し、その後、議会、保護者を含めた関係者に詳細の説明を行いたい。また、適宜、状況を議会、保護者に報告するということでありませぬ。

説明を受けて委員より、現在の設計JVとの契約を継続するのか、現在の契約の状況はどうなっているのかという質疑に対し、設計委託契約の工期は平成23年3月25日であり、3月28日に完成検査を行い、成果品を引き取り完成と認めている。その後、建築確認申請に対する確認済証が交付されないため、契約上の瑕疵担保条項によって、設計JVは、確認済証が受理されるまで瑕疵担保責任を負っている中での修正作業が行われている状況であると答弁がありました。新たな契約があるわけではなく、契約を継続しているわけでもないということでありませぬ。

また、設計JVの責任を明確にしないまま、設計修正作業を続けていいのかという指摘に対し、すべての責任を明確にして、木造建築に切りかえる次の段階に進みたいと市長より答弁がありました。

また、12月8日の市政運営会議の方針を委員会で承認を受けて進めたいので、諮っていただきたいという申し出があり、委員に諮ったところ、この方針は全員一致で了承されております。

委員より集約の申し出があり、今議会に提出された議案第115号と第119号は、行政責任の明確化のあらわれではあるが、抜本的解決を図った後に行政の管理、執行責任を明らかにすること。設計JVの責任は、本市、市民の不利益とならないよう厳しく追及すること。今後の対応は、設計JVに対しては厳しい姿勢を貫き、できるだけ早期に確認済証を受理し、安全な施設を高い品質で建設することを目指し、市民、議会への納得できる説明を行いながら進めることを厳しく要求すると集約しております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

おはようございます。

去る12月19日に所管事項調査を行っておりますので、経過と結果についてご報告を申し上げます。

今回の調査項目は、能生浄水場についてであります。

机上の調査に先立ち、午前中、能生浄水場にて現地調査を実施し、着水井、ろ過池、調節井、配水池、そして濁度計、管理棟内の管理計器なども調査をいたしました。

今回の調査につきましては、5月に発生しました能生浄水場における濁り水の関係で、6月の定例会、その後においても行政より報告をいただいたり、所管事項調査を実施したところでありますが、その際、行政側から今後の対応として、3つの点について指示をして、対応したいということでありましたので、その対応について調査をしたものであります。

その1つ目は、再発防止を徹底すること、2つ目は、水道施設の総点検を行うこと、3つ目は、水道法等関係法令を遵守するよう事務事業の徹底を図ることでありました。

委員から、午前中に現地調査のできなかった能生川中野口水源と柱道水源の図面提出の要請があり、机上調査の冒頭で中野口水源の提出があったものの、柱道水源の図面の提出がなかったことに関して、再度提出の要請があり、これに関して、柱道の水源については大変古い水源であり、そこに関する正確な図面は手元に持っているものはない。構造上も中野口のもの、ほぼ類似しているということを知っている、それをこの場でお話をさせていただいたという答弁がなされました。

これに関し委員から、管理図面がなく、河床の掃除はどのようにするのか。中野口と同じだと言うが、取水管がどのように入っているのか、何力所入っているのか、河床の掃除をしなければならぬと書いてあるが、実際に管理できるのかどうかという質問があり、埋設深については、おおよそ同じであるというふうに聞いている。ただ、取水の管は昔の管であり、ヒューム管に穴があいたものを使っていると聞いている。位置については、断面図がないのだが、平面図はこういう位置にありますという図面があるとの答弁がなされました。

委員から、水源に関する図面、それに関する答弁ができない状況では、委員会の調査は無理ではないかとの意見があり、正副委員長と行政側で協議し、さらに議長の調停もあり、本間副市長から、行政の説明不足に関し、審議にならないような進行になったことのおわびがありました。

汚濁が発生した後に、しっかり対応するという説明をさせていただき今日まで来たが、資料不足であり、継続して審議にはならないと判断したので、早急に資料をつくり説明をさせていただきたい。

いずれにしても、安全・安心な水を供給するということを建前にしてきたので、議会の皆様にも

そのことをしっかり説明する中で、ご理解を得ながら努めてまいりたいので、よろしくお願いをしたいと、おわびの言葉が述べられております。

これを受けて委員長より、正副委員長としても、本日のこの資料で、調査続行は不可能と判断させていただいた。住民の生活の安心・安全に向けて、我々委員会としても真剣に取り組んできており、そのために今回、行政側の3点の約束について調査をさせていただいているわけであるが、最初の段階でこのような形になり、非常に残念であるが、今回は調査続行を断念して、1月下旬以降になるかと思うが、再度、所管事項調査の中できちっとした対応をしたいと考えている。さらに、せっかくの機会であり、この後、次回の所管事項調査に向けて資料請求、あるいは意見等の取りまとめを行いたいという考えを述べさせていただきました。

その後、古畑議長より、前回、大変な問題になった水質汚濁事件、副市長も陳謝されたが、毎日飲むもので、ライフラインの最も重要なものであり、それに伴って食品加工会社等が被害をこうむったわけである。事件発生から今日まで、水源地の確認をしていないなど監督、管理するものとしては、あるまじき行為であり、本日については、所管事項調査が延期されるということでもあり、この件については、議長としても厳重注意ということにさせていただきたいという発言もありました。

以上の点を踏まえて、後日、所管事項調査で能生浄水場問題について実施することの確認を求め、委員より了解を得られたことから、次回の所管事項調査に向けての資料請求、あるいは意見等の取りまとめを行いました。

委員から、大事な問題であり、早急に対応する必要もあるので、次回はなるべく早い開催を望むという意見があり、委員長として、日程については行政側の対応が整い次第、なるべく早い時期に開催したいという意向を述べました。

そのほか、水源の管理図面については、なければ作成する必要があり、職員がかわろうとも管理図面に沿って管理できるので、整備をしていただきたい。

当初は、濁度計をつければ一定の濁りで水がストップするという話であったが、実際は警報のみであり、その後、手動で行うということだが、補正予算を盛ってでも自動的に制御できるシステムを実現するべきであるとの意見が出されました。

これに対し本間副市長より、厳しく水源の問題、濁度計の管理のあり方も指摘されているので、早急に対応策、あるいはしっかりしたものを、次回示せるように取りまとめてまいりたいという発言がありました。

最後に、5月の濁水事故を受けて、委員会としても何回かの調査を重ね、行政側では再発防止策をはじめ、市職員の意識改革の必要性にまで言及した取り組みを約束されたことから、期待とともに注視してきたところではありますが、改革改善に向けた約束の3点についてはもとより、調査を続ける中で、基礎的なところで未整備な点があり、調査を途中で中断する事態になったことはまことに遺憾であり、早急に市民の期待にこたえられるよう整備をするとともに、あわせて組織体制に関しても、整備を図っていただきたいことを強く要望するものであります。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+

日程第3．議案第115号及び議案第119号の撤回について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第3、議案第115号及び議案第119号の撤回についてを一括議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

ご説明申し上げます。

議案第115号及び議案第119号の撤回についてご説明申し上げます。

議案第115号及び議案第119号につきましては、山ノ井保育園（仮称）新築工事が遅延していること、及び新しい園舎に移ることを心待ちにいたしておりました山ノ井保育園の園児及び保護者の期待にこたえられなかった責任と、職員の監督責任を重く受けとめ提案をいたしました。

しかしながら、これらの設計及び工事の推移を見守る中で、責任の所在というものを明確にし、それを確認した上で責任について考えたいことから、2議案の撤回をお願いいたすものでございま

す。

よろしく願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの撤回理由の説明について、ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

ただいまの115号及び119号の議案の撤回請求について市長にお尋ねいたします。

本議案2件は、12月5日の初日に追加議案として提案されたものですが、最終日の本日、またこの2件についての議案が撤回されるということで、先ほど総文の委員長から、総文の委員会として集約事項もございましたけども、本市においてはこの条例の扱いですね、非常に軽いのではないかと。

まず、お尋ねしたいことが2点あります。この責任の所在をより明確にしたいということで、これはめどはいつごろを目指すのか。先ほどの総文の委員長報告では、約300日ですね、設計から。約300日ということは10カ月。10カ月後となるのか、その中間でするのかという、この責任の所在ですね、めど。

それから2議案を取り下げられたわけですけども、より厳しい監督責任を考えておられるのかどうか。非常に市民には、この山ノ井保育園の一連の工事遅延についてのことが、よくわからないということですので、あえてこの場でお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

これに及んだ一番の理由は、我々といたしましては、計画したこの建設が進められないということで、このような状況になっとるわけでございますので、我々といたしましては、より早くやはり建築に取りかかりたいために、お願いをさせていただくものでございます。

委員会でもある程度お決めいただいたものでございますので、今、方向性に向かっておるわけですが、まだ日にちがたっておりませんので、明確な期日はまだ申し上げられません。

もう1点、より厳しい監督責任をとるためかご指摘でございますが、今回の115号、119号は先ほども申し上げたとおり、やはり心待ちにしておりました園児や保護者の皆様方の期待にこたえられなかったことで、責任を明らかにさせていただいたわけございまして、私といたしましては委員会のご意見を賜った中で、よりその辺が、もうちょっとしっかり明確になってからでもできるのではないかとご指摘をいただきました。

確かにその辺を考えますと、やはりもっと明確になったほうが、より業者の責任、また監督責任というのが明確になるわけでありまして、そういったところがもう少し明確になってから、判断をさせていただきたいということで、この撤回をさせていただくわけでございますので、よろしく

お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

まず、めどは申し上げられないということですが、300日、向こうへいってしまうわけですね。非常にこれは重いもので、撤回について、今、市長は、計画が進められないということで発言があったかと思うんですけども、撤回することと計画が進められないという、この整合性は一体何でしょうか。計画は計画で進んで、撤回するという。ですから、より厳しい監督責任が問われるのかどうかということですね。このまま、撤回されたままで終わるのかどうかということも不明なので、あえてこの場でお尋ねしたわけですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

我々は今までの流れの中で、慣例的にお答えをさせていただきました。しかし、それがことごとく守られないことに対して我々は今ここで、また同じことを繰り返したくないわけでございまして、より明確になってからお答えをさせていただきたい、期日については。

そして監督責任については、その辺はまだ我々は瑕疵担保責任の中で、今進めさせていただいておるわけでございまして、それはやはり継続している部分があるわけでございますので、その中で我々は責任を追及しなくちゃいけないわけでありまして、そのでき上がったものに対する成否は、まだ明確になっておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

そうしますと12月5日、定例会初日に追加議案で提出されたわけですが、非常にこの条例改正は軽いものであったというふうな受けとめざるを得ない。今後の工事の推移を見守って、委員会の集約にもあるように考えていかれるんだと思いますけども、まずは工事を一日も早く進めて、新しい園舎に移るということを目標に進めてほしいと思います。

以上です。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第115号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

ての撤回について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声おこる〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号の撤回につきましては、これを許可することと決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市教育委員会教育委員長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声おこる〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号の撤回につきましては、これを許可することと決しました。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの議案の名称につきまして、糸魚川市教育委員会「教育委員長」と発言をいたしました  
が、これを「教育長」と訂正をさせていただきます。

日程第4．議案第116号から同第118号まで、議案第120号及び議案第129号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第4、議案第116号から同第118号まで、議案第120号及び議案第129号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の12月5日において、総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第115号から同第120号まで、及び議案第129号の7件でありまして、そのうち5件については、去る12月16日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたし

ます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案5件に対していずれも原案認定及び可決であります。

また、議案第115号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第119号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連するので、一括説明、一括質疑されていますが、さまざまな質疑の後、市長より2議案について取り下げの提案がありましたので、質疑を終了しております。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第116号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第117号、糸魚川市能生自然教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第118号、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定については関連するので、一括説明、一括質疑されています。

委員より、なぜこの時期に議案を出してきたのか。まだ指定管理の相手も決まっていないが、ある程度のめど、何月までに決めるなどの目標はあるのかという質疑に対し、まず、指定管理にできるという条例が制定されたら、指定管理に向けての議会との協議、さらには住民との協議、それから指定管理者の可能性のある業者への対応と進めていきたいと答弁がありました。

議案第120号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定については、特に質疑なく採択されております。

議案第129号、平成23年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)では、委員より、さきに審査した議案第128号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)と意見が重複するために、ここで発言しないのは指摘しなかったのではなく、議案第128号での意見は、この特別会計の審査とあわせて発言したとご理解をいただきたいと意見が出された上で、特に質疑なく採択されております。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第117号、糸魚川市能生自然教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第118号、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第120号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第129号、平成23年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第5．議案第121号から同第124号まで及び議案第130号から同第133号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第121号から同第124号まで及び議案第130号から同第133号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔４番 渡辺重雄君登壇〕

４番（渡辺重雄君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案について、去る１２月１９日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

いずれの案件ともに、特別にご報告申し上げる事項はございませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２１号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第１２２号、市営土地改良事業の施行についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第１２３号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第１２４号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第130号、平成23年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第131号、平成23年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第132号、平成23年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第133号、平成23年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第125号から同第127号まで及び議案第134号から同第136号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第125号から同第127号まで及び議案第134号から同第136号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案につきましては、去る12月15日に審査を終了しておりますので、その経過と結果について報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定については、提案理由の説明を受けた後、委員から、糸魚川市入湯税条例の現条例では、糸魚川市老人いこいの家として業務委託をした施設において、入湯する者のうち市内に居住する60歳以上の者については入湯税を課さないとするのに、市は平成22年4月から65歳以上の者として運用していた。その間、1年9カ月の間、免除されるべき人から税を徴収していたことになる。これは市みずから条例違反をしていたことになるが、市の認識はどうかとの質問がありました。

その時点での委員会の中で、この案件を審査するには情報や資料が足りないこと、市の統一した考え方をまとめることなど時間を要することから、委員長として、当委員会に付託されたそのほかの案件が終わった後、引き続き審査をすることで委員の了解をいただき、一時中断をして、その後、再度審査を行っております。

再開後の審査で副市長から、当案件では、施策の運用の実態が不適切であったこと。また、長期間にわたり条例を改正してこなかったことは手落ちであったとして陳謝の言葉があり、加えて、今後は本改正案により適正に運営していきたいという旨と、それと条例遵守を徹底してまいりますとの意思表示もありました。

委員会としては、本案を可決しなければ条例執行上、不適切な運営が継続していくことをかんがみ、委員会集約事項を条件として採決を諮りました。結果は、起立採決により原案可決であります。

委員会集約事項として、行政は条例遵守を徹底するとともに、条例にあらわしてある対象年齢の60歳を65歳として、1年9カ月にわたって運用してきたこと。その変更の周知方法や、長期間にわたった関係する市民への影響の有無、再発防止方法、また行政責任の所在について、直近の委員会で再度審査をするという意見集約をつけて可決したものであります。

議案第126号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定については、この一部改正案は、今まで使用料金は半日単位であったものを、利用状況などを勘案し、施設利用者の負担を軽くするべく時間単位に改正するものであります。

委員からは、施設利用については、今後1時間単位と細かい区分になるわけだが、使用する時間が1時間なのか、準備、後片づけを入れて1時間なのか、はっきり決めておかななくてはならない。ふれあいセンターだけではなく市の施設全部で、不公平のないよう統一する必要があるのではとの

質問に、原則的には、時間内で準備、後片づけをしていただくものと考えており、利用者には予約を受け付ける段階で、時間内での使用の徹底を指導していきます。また、市内各公共施設で統一された運用となるよう、庁内でしっかり確認をしておきたいと思いますとの答弁がありました。

議案第127号、糸魚川市斎場及び能生火葬場の指定管理者の指定については、指定管理者を五輪・糸魚川二幸グループにするもので、3月中に協定書を取り交わす新斎場については、4月を準備期間として、5月1日から供用開始したいというものであります。

なお、能生火葬場は、4月1日から指定管理者の運営となります。

委員から、糸魚川市斎場と能生火葬場の指定管理者となる五輪・二幸グループの業務実績はどうかとの質問に、五輪という会社は、全国で斎場・火葬場を合わせて183カ所の運営を行っています。担当課でも視察を行っていますが、職員の教育もしっかりとされています。また、地元糸魚川二幸がタイアップすることで、適正な運営ができるものと判断していますとの答弁がありました。

また、協定書には、指定管理者に知的障害者を雇用してもらうような要綱はないのか。ないとするれば、福祉事務所と打ち合わせしながら、採用していただけるよう担当課から進めてほしいがどうかという質問に対して、指定管理者募集時の要綱には入れていなかったが、環境生活課と福祉事務所が調整する中で、できるだけ意向に添えるよう努力するとの答弁がございました。

議案第134号、平成23年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、本案については特段質疑、意見はございませんでした。

議案第135号、平成23年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）では、医師の交代による総体的な患者数の減少と、診療日数が少なくなったことによる収入、経費の減による補正減額であります。原案は可決であります。能生診療所の体制が変わったことから、委員から活発な質疑がありました。

主なものを報告いたします。

体制が変わったということは、診療所常勤医師として12月1日から鬼頭先生にかわったこと。皮膚科の旧姓寺田先生が、結婚、出産準備のため、12月いっぱい退職されることなどが大きな変更であります。委員から、鬼頭先生とは今後の診療所運営でいろいろと話し合われたと思うが、どのような問題があるかとの質問に、鬼頭先生からは、医療機器が古いので、できれば買いかえてほしいとの要望が出ています。また、院外処方についても、考えていかなければならないなどの話がありました。

なお、買いかえの機器として、レントゲンをデジタル化するもの、新規購入としましては、エコー、CT、カルテ電子化などの要望がありますとの答弁がありました。

院外処方についての考え方はとの質問に、院外処方については一長一短があるため、鬼頭先生との話し合いの中で進めていきますとの答弁がありました。

あとは委員の意見を要約いたしますが、医療機器の更新は、できる限り対応していただきたい。CTについては高額な機械だけど、医療費の抑制にもつながることで、前向きにとらえていただきたい。

地域内の病院連携、カルテの電子化による共有など医療環境を整えてやるのが、若い医師の希望することだと思うので、可能性を探りながら取り組んでいただきたいなどの意見が出ております。

議案第136号、平成23年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、二、三

の質問がありましたが、特段報告するものはございません。

このほかにも全体として、いろんな活発な質疑が出されましたが、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員

16番（池田達夫君）

1点お聞きしたいと思います。

議案第125号の糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、今ほど報告がありましたように、この1年9カ月間、この間というのは監査委員事務局から何か是正についての勧告、あるいは指導、こういったものがあって、それ受けての今回の条例の改正であったのか。つまり、その翌日の12月16日の総務文教常任委員会における議案第128号の補正予算、この審査の中では、この件について次のような趣旨の答弁があったわけですね。

定期監査の際に是正の意見を述べた、こういう趣旨の答弁があったわけですね。こういった点は、今回のこの提案理由の中で報告され、あるいは説明されたものか、その点についてお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

当委員会の審査の前には、監査委員の話は一切ございませんでした。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

後藤善和議員

6番（後藤善和君）

議案第125号について継続審査を求めます。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 10 時 58 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

後藤議員、発言を続けてください。

6 番（後藤善和君）

議案第 125 号の継続審査を求めるということですが、今ほど委員長に対する質疑でもありましたですけれども、10 月にいわゆる例月監査があったわけですね。その段階で、いわゆる老人いこいの家の利用券についての交付について、条例と施策との間の整合性について指摘を受けてるわけです。そして、そのことが今回、市民厚生常任委員会の審査に当たって、そのことの報告がなされていないと。そういうことで非常に案件審査に当たって、いわゆる資料の提示が不十分でなかったのかということが理由であります。よろしいでしょうか。

議長（古畑浩一君）

ただいま後藤議員より、議案第 125 号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について、継続審査とすることの動議が提出をされました。

この動議につきましては賛成者が必要であります。

賛成者、いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本議案に対する継続することへの動議を議題として採決することといたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂議員。

10 番（保坂良一君）

125 号の入湯税の関係でございますけれども、市民厚生常任委員長の報告を聞きますと、監査委員からの指摘を知らなかったことで論議しているようでございますので、私としては、この継続審査を議決する前に、その監査委員の報告を議会へ求めたいと思いますが、議長、よろしく願いします。

議長（古畑浩一君）

ただいま保坂良一議員からの議事進行の内容については、ただいま 125 号について後藤議員から、この内容について継続の動議が出され、その中の原因として監査委員からの指摘があったにもかかわらず、それを委員会の報告事項の中に説明として盛り込むことがなかったと、こういったようなことから含めて継続すべきという動議であるが、保坂議員といたしましては、そのことが事実であるかどうか、監査委員を含めて事実確認を求める動議ということによろしいですか。

10 番（保坂良一君）

そうです。

議長（古畑浩一君）

わかりました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

議長といたしましては、ただいまの事実関係の確認につきましては、この後、第 125 号の議決及び今ほど出ました継続に対する動議に関連する大事な事実確認というふうに認めまして、議長において、この事実につきまして精査をさせます。

暫時休憩といたします。

一応再開のめどを 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

+

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま保坂良一議員より、議案第 125 号に関する事実関係の確認を求められました。

議長といたしましては事実関係の確認につきまして、議案決定に重要な案件であることから、廣川代表監査委員に監査の状況につきましてを報告いたさせます。

廣川代表監査委員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

廣川監査委員。〔廣川 勲君登壇〕

監査委員（廣川 勲君）

ただいま議長から要請がございましたので、ご報告申し上げます。

去る 10 月 26 日、市民課の定期監査の折でございますが、糸魚川市入湯税条例第 3 条第 1 項、第 4 項では、糸魚川市老人いこいの家の利用者の減免規定があるが、このいこいの家の利用者の対象年齢は、平成 22 年 4 月 1 日から一部引き上げられているので、確認の上、必要な対応を検討されたいというふうなことで意見を述べております。

以上でございます。

議長（古畑浩一君）

議長といたしましてもう1点、副市長、委員会の答弁においては総務文教常任委員会、この監査委員からの報告事項につきましては、聞いていないとの答弁をなされておりますが、ただいま代表監査委員との答弁に差異があります。議長といたしましては、その点をここで1点明確にするよう、発言をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

本間副市長。〔副市長 本間政一君登壇〕

副市長（本間政一君）

今の監査委員の意見については、その時点ではお聞きをしてないので、承知してないという答弁をしております。

議長（古畑浩一君）

以上が、事実関係であります。

監査委員側の言い方と行政側の意見は、今それぞれの答弁がありましたように食い違っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂良一議員。

10番（保坂良一君）

監査委員と副市長との意見が違うようでございますので、私は納得いきません。

そんなことで、この条例については継続じゃなくて、議会運営委員会でやはりもむべきだと思いますので、そのようにまたお計らいをお願いしたいと思います。

議長（古畑浩一君）

ただいま保坂良一議員より、ただいまの両方食い違った答弁のままでは、議案についての賛否、または継続に対する判断がしかねると。したがって、議会運営委員会の開催を求めるということであります。

ただいま動議として賛成議員の発言もありません。

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 19 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

では、議事進行の動議、伊藤議員。

13番（伊藤文博君）

確認なのですが、今、議長からの食い違っているというお話がありましたが、私の取り方としては、監査委員から市民課のほうに指摘があったと。副市長は聞いておらないということなんで、指摘があったという事項と、聞いておらないという事項は別の話であって、食い違っているという事例ではないというふうに思いますので、その辺の確認をもう一度お願いしたいと思います。

議長（古畑浩一君）

議長としての見解を申し上げます。

各担当課にやっぱりその辺の部分の監査からの指摘があったということにつきましては、市民課でとめることなく、責任の所在を理事者に私は上げるべきだったと思っております。

そこで判断につきましては、それぞれの解釈があること。また、議案第125号の採決に対して、責任問題等が非常に大きなウエートを置いてあるということも含めまして、先ほどの議会運営委員会の開催の動議を議長といたしましても妥当というふうに判断いたします。

非常に解釈の難しい問題、今ほど伊藤議員からのご指摘のとおり、また、所管課だけで済むのかというふうな問題もあろうかと思っております。

そこで議長といたしましては、ここで休憩といたしまして、議会運営委員会を開催いたしたいと思っております。

それでは暫時休憩をいたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたしますが、現在議会運営委員会での審議が難航しております。したがって、休憩時間の延長をいたします。13時30分をめぐりに再開することといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 00 分 休憩

午後 1 時 36 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に出されました3つの動議、後藤議員から出されました議案に対する継続の動議につきましては、この後、採決を行います。

次に、保坂良一議員より出されました動議につきまして、午前中、昼食時限、そして午後から時間をとりまして、議会運営委員会が開催されて協議をしております。その経過と結果につきまして、甲村委員長よりの説明を求めます。

甲村 聴議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

ただいま議会運営委員会が開催されておりましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

今定例会において各常任委員会における議案審査において、審査の前提となる資料提供及び議案の説明に際し事実の異なる内容が発覚しました。

特に、議案第125号、入湯税条例の一部改正についての議案に対する審査において、監査委員の意見が付されていたにもかかわらず、そのことが理事者へ知らされていなかったこと。また、議案説明に付されていなかったこと。さらには、基本である条例と施策が長期間にわたり不整合であったことについては、まことに遺憾であり、行政監督不行き届きであります。

議会及び市民に対して信頼を損ない、不利益を与え、行政不信を招いたことに対し、行政責任は厳しく追及されるものであり、米田市長及び行政の責任は極めて大であります。行政執行上の職員の指導強化、管理監督責任の強化などの改善策について、今後、所管の常任委員会及び全員協議会において明確にしていくことが必要であるということで、委員会の意見の一致をみております。

以上、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

保坂良一議員の動議に対する1つの考え方ということ、議会運営委員会より示させていただきました。議長といたしましても、今回の問題は大変遺憾であると感じております。今後、行政の責任等につきましては、米田市長、ひとつ肝に銘じて猛省をするとともに、責任の所在を今後の審査の中で明らかにしていただくよう、議長といたしましても強く求めるものであります。

次に、伊藤議員より出されました動議、監査部門での監査結果がどのように反映されていたのかということにつきましての事実関係を明確にせよということで、議長あてに来たものであります。休憩中に竹之内市民課長を呼びまして、その後の経過につきまして確認をしたところであります。

竹之内市民課長よりご報告をいただきます。

竹之内市民課長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

竹之内市民課長。〔市民課長 竹之内 豊君登壇〕

市民課長（竹之内 豊君）

まずもって、去る15日の市民厚生常任委員会における本条例改正についての私の説明の中で、ことし10月に行われた市民課の定期監査において、入湯税条例の減免規定に不備があるとの意見を受けたことについて説明を申し上げなかったことにつきましては、私のミスであり、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

この監査委員からの意見につきましては、そのほかにも幾つかあった意見や質問と同様に、速やかに条例を改正することで解決ができると私が判断いたしまして、理事者へは報告を上げず、直近のこの12月定例会での条例改正の手續に入っております。

いずれにいたしましても説明の不足、報告漏れがありましたことを改めておわびを申し上げます。

議長（古畑浩一君）

事実関係につきましては、以上、竹之内市民課長が報告したとおりであります。

なお、これ以上の審議につきましては、議長といたしましては今ほど議会運営委員会委員長報告のとおり、それぞれ所管の調査の中で、また、場合によっては全員協議会の中で明らかにしていただきたいというふうに考えます。よろしゅうございますね。

それでは、後藤議員より提出をされました、議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の継続することへの動議を議題として行います。

これより継続の動議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり、議案第125号を継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立少数であります。

よって、議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について継続審査することの動議は、否決することと決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時42分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行い

ますが、討論の通告がございますので、この際発言を許します。

新保峰孝議員。

議長（古畑浩一君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

平成22年4月から施策で老人いこいの家の対象年齢を60歳から65歳に引き上げましたが、糸魚川市入湯税条例を改正しないまま行っていたものであります。1年九カ月の間、条例違反をしていたものであります。

質疑の中で、罰金の引き上げと同時に、入湯税条例そのものを見直す中で直っていなかったのを発見したということでありました。その後の総務文教常任委員会審査の中で、10月の定期監査で、老人いこいの家利用券の交付について、条例と施策の関係で監査委員から条例が上位であることから、必要な対応の検討が指摘されていたことが明らかになりました。市民厚生常任委員会には、この点についての行政側からの説明はありませんでした。指摘されていたにもかかわらず、今回発見した実態に合わせて条例をかえるという説明は、余りにも議会を軽視したものであります。

減免対象を60歳から65歳にするのは、市民サービスの削減になりますのでもちろん反対であります。この施策をかえる経緯についても疑念があります。このような行政執行は、どこから見てもおかしいものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第126号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第127号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第134号、平成23年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第135号、平成23年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第136号、平成23年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議案第128号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議案第128号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の12月5日において、議案第128号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、去る12月16日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防本部関係部分では、常備消防費職員人件費において、委員より、欠員1名ということだが、業務に支障はないのか。また、4月1日に退職したままということだが、必要であれば中途採用すべきではないかという指摘に対し、消防本部の事務系にも現場に出られる要員がいるので、消防事務部門に一般職を当てることで対応できた。必要であれば中途採用もできることになっているが、今回は中途採用の必要がなかったと答弁がありました。

能生事務所関係部分では、柵口温泉事業特別会計繰出金において、委員より、3,150万円の赤字を見込んでの補正予算だが、このまま推移する見込みか。これ以上ふえるということはないのかという質疑に対し、12月から3月までの4カ月で、これ以上にならないよう、また、この額を減らせるように努力をして、経営していきたいと思っていると答弁がありました。

また、経営改善を図ると民業圧迫になる状況で、将来的なめどを立てなければならない。あと3年で回復できなかった場合、累積赤字が1億円を超えた場合というような、ある種のめど、見きわめどきというものを考えなければならないと思うがいかがかという質疑に対し、市内のお客さんを集めると民業圧迫になるので、富山方面などに市外PRさせてもらっている。基金も食いつぶした形になっているので、そのような将来的なめどを立てるという考え方もあるが、上南地域もしくは能生地域の皆さんの考えも思いもあるわけなので、それも考えながら我々としては何とか軟着陸を図りたい。当面は指定管理者の制度を導入したり、あるいは民間の力を借りて、何とかやっていきたいという考えであるという趣旨の答弁がありました。

また、今年度の赤字解消に必要な宿泊客数と売り上げは、経営には当然必要な検討材料であるが、把握しているかという質疑に対し、11月末の宿泊数は8,300人で、赤字解消に必要な宿泊数は1万4,000人から1万5,000人であり、12月から3月で5,700人の宿泊数が必要である。今年度の宿泊数は1万1,000人を見込んでいる。収支均衡に必要な売り上げは、2億3,000万円を想定している。今年度の売り上げ見込みは1億9,150万円なので、赤字解消には3,850万円の売り上げを上乗せする必要があり、不足する宿泊数3,000人で割り返すと、1人当たり単価は1万2,800円であるが、日帰り客分を見込むと1万1,000円程度の宿泊客単価となるという答弁がありました。

なお、今年度の赤字解消が可能だということではないので、必要な補正予算を計上しているのであり、あくまでも経営計画に把握している必要な数字を答弁したということであります。

監査委員事務局関係部分では、委員より、市民厚生常任委員会で議案第125号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の審査において、担当部署における取り扱いの不整合が指摘されているが、監査上はどうなっていたかという趣旨の質疑に対し、定期監査において福祉事務所で実施し

ている事業と、市民課で取り扱っている内容に不整合があったので、整合を図るようにと意見を述べていると答弁があり、指摘事項が監査委員から行政にあったということだが、これを受けて行政はなぜ動かなかったのかという質疑に対し、そのために今回、字句等を訂正し適正にするために条例提案をしていると答弁がありました。

副市長も監査で指摘されていたことを知らなかったようだが、監査結果の伝達について徹底し、効果的に発揮するよう組織体制の見直しを要求すると意見が出されております。

ほかにも質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔４番 渡辺重雄君登壇〕

４番（渡辺重雄君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました本案については、去る１２月１９日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

交流観光課関係では、観光誘客モデル事業の観光施設運営協議会負担金、内容は谷村美術館、翡翠園、玉翠園の負担金に關してでありますけれども、委員から、市のほうから市内観光ということで開園を依頼したから仕方ない部分もあるが、入客数が少なければ、ずっと補正で支援していく考えであるのかという質問がありまして、これに対し、当初２万人を予定していたが、１２月１８日現在で１万２、０００人ということであり、原因としては災害の影響と考えている。一応、３年を目途にということで谷村建設から借用して運営する形になっており、借りた以上は一生懸命、負担金を減らすべく努力をしてみたいとの答弁がなされました。

また、シーサイドパレーの指定管理料８００万円の内容についてはという質問には、温泉くみ上げポンプの入れかえ等で２４万８、０００円、ゲレンデ整備車両の点検整備で５万７千１百５０円、塩の道温泉遠方監視制御装置の改造工事で８万５千５００円、合計９万３千９百円、大規模修繕残額が９万４千９百円あるので、差し引き８００万円の増をお願いしたいもので、これは緊急的な修繕ということで、ご理解をいただきたいとの答弁がなされました。

農業委員会、商工農林水産課関係では、農村活性化施設整備事業の烏帽子の里の設計委託料について、火災共済で上限９、０００万円ぐらいまで補てんされるといふが、総額どれぐらいのお金でつくるのか。それと、裏に雪室も含めて考えていると聞くが、その辺の規模的なもの、その方法を教えていただきたいとの質問があり、建設費は火災共済金の上限が９、０００万円ということで、それを上限にしたいと考えており、３５０平方メートル程度の木造２階建てということであれば、標準的な単価でいうと７、５００万円から８、５００万円の間に建築できるということに建築担当からは聞いている。

基本的には、従前にあった烏帽子の里の機能は保険金の中で対象とするということであり、雪室

については火災共済金の中では難しいので、今後、地元との話し合いで何とか雪室の機能を持った部屋、倉庫的なものをつくるような形で、それを雪室としても使えるように設計の中へ取り入れていきたいとの答弁がなされました。

委員からは、せっかくつくるのであるから少し市でも補てんして、新エネルギーとして使えるぐらいのある程度のものをつくってもらって、農作物などを貯蔵できるような規模にさせていただきたいとの要望がありました。

農作物有害鳥獣対策事業では、今回、国のほうから補助金が来たので、市の持ち出しを減額できるということでもいいが、鳥獣対策について、電気柵の設置などは抜本的な対策でないと考えるが、今後の対策は何か考えているのかとの質問があり、電気柵の設置は21年度から設置しており、現在は12地区で28カ所のイノシシ対策用、それとサル用として1地区で設置をしている。

結果的に、電気柵を設置したところの被害は確実に減少しているが、個体そのものは移動して、電気柵の設置していない農地へ移動しているということから、電気柵による防除とあわせて鳥獣等の個体管理をやっていかないと、被害の防止に対して効果がないと思っている。これらについて市の補助として、環境生活課でわな等の設置資格の受験料の補助をしており、その資格を取っていただいた方から市内の猟友会の皆さんと協力して、現在、個体管理をしてもらっているという答弁がなされました。

現年林道施設災害復旧に関して、林道橋立上路線であるが、ここ5年を見ても、5年の間に数カ月しか全面開通していない現状であり、災害が起きるたびに復旧してもらいたいことだが、根本的な調査が必要だと思うという質問があり、毎年災害が発生しており、復旧が終わると、1カ月、2カ月開通して、また災害に遭うというようなことである。抜本的になると、法線自体を引き直すということも考えられないわけではないが、部分的に災害の状況を克服しながら対応していくというのが現実的な状況である。部分的に必要な改良等があれば、対応していくという考え方で進めたいという答弁がなされました。

建設課関係では、道路新設改良事業で（仮称）清崎団地2号線について、ひすいの里分校高等部設置に関連して市道整備を考えているということだが、延長と幅員はどれくらいか。高等部設置は公式に発表されたのかどうかという質問がありまして、市道は延長43メートル、幅員6メートルで考えている。10月18日に県の教育庁から市長のところ、この分校を25年4月に開校するということで進めていきたいので、協力してもらいたいということの要請が来ており、それらに準じて逐次準備をしている。また、学校の整備については、新年度予算に当たって県で予算計上されるものと思っており、予定どおり進めるように市としては市道整備を進めたいという答弁がなされました。

都市整備課関係では、住宅整備資金補助事業の住まいる環境リフォーム補助金の第4弾に関して、多くの質問や意見要望が出されています。

まず、今まで大手の会社が何件もまとめて持ってきて、本当にこの補助金を利用してもらいたいような零細だとか個人事業主が、そこに割り込めないということもあったようだが、今回の抽せんというやり方はいいと思う。

ただ、添付書類で住民票を添付することとしているが、納税状況及び固定資産の所有状況の確認とあわせ、承諾書の中に住民票も1項目入れて添付を省略し、申請者の負担を軽くしてほしいと考

えるがいかがかという質問があり、これに対し、申請書の件については、最低1つだけ公的な形の中でということで住民票を提出していただいているが、今のところは抽せんを除いては、従来どおりという形で提案をさせていただきたいところですよという答弁がなされております。

さらに市で確認できるものは、承諾書をもっているなら、住民票だって1つつけ加えれば確認できるわけで、なるべく市民に負担をかけないような方法で、いい制度なので考慮してほしいとの要望がありました。これに対して、内部で検討して、対応を考えてみたいとの答弁がなされております。

第4弾の見通しについての質問であります。最初の1次募集の期間の中では、2次もあり得るんじゃないかという予測のもとで、こういう期間を設定させていただいたという答弁がなされました。

また、周知の方法についてはという質問には、12月2日の市長の定例記者会見の中で話しており、そしてこの後、12月26日の「おしらせばん」で周知することになっている。抽せんという形については初めてになると思うので、広めていきたいという答弁がなされました。

そのほか、この事業は評判がよかったからやる、やらないという判断ではなく、年次計画で、ことしは何月から何月までという方法にしないと不公平が出てくる。抽せんでは、全国的に見ても公平だと思う。好評な事業だから、計画的に予算執行ができるよう強く申し上げたいという意見もありました。

糸魚川駅自由通路整備事業では、大幅減額となったのは、本年度事業消化が見込めないためということであるが、それによる開通のおくれや、全体の事業計画のおくれということについて、今後どうなるのかという質問に、JR関係については国は繰越金を認めてないということもあって、本当はことし確保したものを繰り越せば一番いいが、いろんな部分を考えながら間に合わせるという形である。工程などについては、特別委員会で説明をさせていただきたいという答弁がなされました。

そのほかにも質疑は交わされていますが、省略させていただきます。

最後に、本案につきましては当委員会の集約事項として、7款1項3目の観光費の指定管理料と、観光施設運営協議会負担金のところの赤字補てん的なお金の出し方に関連して、緊急であるから増額されるような格好でなく、年次計画や運営管理の仕方を考えて、厳しいルールのもとで対処すべきであるということをもとめさせていただきました。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

議案第128号、補正予算の審査報告を行います。

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る12月15日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告申し上げます。

3款3項1目、生活保護扶助費では、今回、扶助費として3,000万円の増額補正ですが、その根拠と見通しはどうかという質問に、当初265人と見込んでいたものが現在25人ふえて290人であり、ふえた人数分の補正を上げてあります。

ちなみに保護世帯の構成割合は、高齢者世帯が42%、傷病障害者世帯が40%、母子世帯が5%、その他世帯が13%となっており、現在はその他世帯が増加する傾向にあります。なお、糸魚川市は、県平均保護率よりわずかに低い状態にありますとの答弁でありました。

4款2項1目、電気自動車等普及促進事業では、現在普及が進んでいる電気自動車の急速充電器について、現状設置されている場所は、西方面では魚津市役所、東方面では上越市藤巻に各1カ所あるだけであり、この地域は空白域であります。今回、日産自動車から充電器本体を寄贈される見込みとなったので、親不知ピアパークへ設置したいというものであります。

委員から、事業費1,000万円で県の補助金が100万円しかない、もっと有利な補助制度がないのか。また、イメージアップでは、どのような状況で何を指すのかとの質問に、充電器本体への国の補助制度はあるが、取り付け工事費にかかる補助制度は今回のものしかありません。

イメージアップでは、新エネルギーへの積極的な取り組みということで、今後、能生マリンドリームと市役所か糸魚川駅周辺の合計3カ所を当面考えていますということであります。ついては、糸魚川市はクリーンエネルギーを真剣に考えるまちと表現し、発信することを心がけていきたいと思いをします。

なお、将来はガソリンスタンドやホームセンター、ショッピングセンターなど、民間から設置を進めていただきたいと思います。また、この事業は、クリーンエネルギー・再生可能エネルギーのリーディングプロジェクト的な役割として取り組みたいと考えていますとの答弁がありました。

また、急速充電器設置後の経費や管理についてはどうかとの質問に、管理経費については、今後、基本料金で年間90万円くらいかかります。また、電気自動車への1回の充電費は500円程度と思われるのですが、他の地域の実情を調べますと、官庁による設置は無料のところが多いとあるため、今回設置するものは1年間のみ無料とし、状況を見て料金設定をしたいと考えています。管理運営については、市で運営しているインフォメーションセンターで管理することとしておりますとの答弁がございました。

その他、活発な質問がありましたが、特段報告するものはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

これより、ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員。

16番（池田達夫君）

今ほどの市民厚生常任委員会の報告、その中での歳出の4款、衛生費の電気自動車用急速充電器

設置工事について、まず1点お聞きしたいのは、この審査、十分な資料提供のもと今回の提案に至る経緯、そういったものの説明がなされたのかということ。例えば市内、県内での電気自動車の保有台数、近隣で設置されている施設の使用実績、そういったものですね。今、ハイブリッド車は全国で140万台あるんだそうですが、そのうち電気自動車が約1万6,000台、すなわちハイブリッド車の90分の1前後でしょうか、そういう台数等が審査されたのかということ。

もう1点、市の持ち出しが900万円あるわけですね、ほかの事業に優先して行くこの特別な理由。今ここで補正予算として、緊急にやるべき事業であるのかということについての質疑、検討というのはされたのかということ。

例えば900万円あれば担当課の環境生活課としても、市民要望の強い土壌、水、食品などの放射線を測定する機械、こういったものは市民要望が強いわけですが、こういったものを購入すべきではないかというところでの議論のようなものはなかったのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

議長（古畑浩一君）

高澤市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

池田委員から、十分な資料が提出されて審査がなされたかという質問でございますが、委員会での質問を繰り返すうちに、行政のほうからは適切な答弁があったと考えております。

それと900万円と非常に出費が多い。今回の補正で行う仕事かというふうな質問であります。今回のこの仕事というのは、糸魚川市がクリーンエネルギー、再生可能エネルギーを真剣に取り合っていく市ですよ。あるいは、またそれを発信しようと思っておりますということでありまして、全体にクリーンエネルギー、再生可能エネルギーの意識が高まっている中、これは市としてリーディングプロジェクトとして取り組んでいくんだということでございますので、そのような審査をしております。

今回の補正で取り扱うかどうかというのは、補正で出てきましたから、私どもは審査してるわけです。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

1点だけお伺いします。

建設産業常任委員会関係であります。6款の農林水産業費の例の烏帽子の里であります。

お伺いしたいのは、いろいろとこの間の経過、あるいはいきさつというものはお聞きをしておるところなんです。関係地元のいわゆるこれからの手間暇といいたいでしょうか負担、こういったもの

に対する論議というものがなされたのかどうか、この辺だけお聞きしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

お答えをいたします。

ただいま吉岡議員のほうから、地元のほうの対応についてのご質問でございます。

当初、昨年の火災発生時には、いわゆる再建は非常に難しいという地元の方のご判断で、一たんは断念をしたことをお聞きをいたしておりますが、ある程度、気持ちも落ちつき、また、地域の活性化というふうな形の中では、やはり従来の規模とはいかなくとも、そういう核になる施設が必要だというふうなことから、要望が出されておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、共済のほうからおりるであろう金額の中で、再建をしたいというふうなことで考えているわけで、今後、地域の皆さんがその施設を利活用して、どんな形で運営していくか等については、まだ詳細についてのそこに議論はありませんが、委員からは、運用については大丈夫でしょうねというふうなお話もございまして、行政当局では、その辺の話も十分した中で再建をしたいというお話をいただいております。

抽象的でございますが、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

基本的には、私はいつも言うように、こういういわゆる枝葉と言っちゃあれだけど、足元での住民の核、市民の核というものについては、非常に私は意義のあることだと。この烏帽子の里も同様であります。そういった意義は私は認めるんでありますけれども、一方で、こういうたぐいの施設というのは、これからもいろいろと対応していかなきゃならない。でありますから、そういったことについて、これからの論議が必要だろうし、このたびあったのかなということで、お伺いをさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

若干申し上げたいと思うんですが、この施設の機能につきましては、地域及び他地域との交流の場として利用をしたいと。今回の施設は宿泊施設とはしないと。ちなみに活動計画の一端でございますけれども、山菜祭りとか収穫祭、また、小谷村との交流も盛んにやっておられるそうで、そういう形の活動をしたいと。

また、さらにここの地域はここを核にして、一たんその地域から離れた人たちも、随分、糸魚川市内のほかの地域にいらっしゃるといことで、そういう方たちもバックアップ体制といいますか、協力をする姿勢で、今回、市のほうへ申し入れをしてるといことで、地域の方たちは再度建設を

してほしいという要望に至った大きな要因であるということもお聞きしておりますので、必ず地域活性化に結びつけていただけるものというふうに委員会では判断をいたした次第でございます。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第128号、平成23年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第8．諮問第1号から同第6号まで

議長（古畑浩一君）

日程第8、諮問第1号から同第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております太田茂機さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会の意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております山本明美さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております綱島八十八郎さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております宮本マサ子さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことか

ら、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております吉岡正成さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております倉又富美子さんの任期が、平成24年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。  
次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。  
本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。  
次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。  
本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。  
次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。  
本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

+

#### 日程第9．発議第8号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第9、発議第8号、免税軽油制度の継続を求める意見書についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

大滝議員。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

発議第8号の提案説明を行います。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで道路を走らない機械に使う軽油について適用されてきた免税軽油制度は、農林漁業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械、船舶など）や倉庫で使うフォークリフト、重機、スキー場の圧雪車などの機械燃料の軽油について、申請によって軽油取引税（1リットル当たり32円10銭）の免税措置が実施されてきたものであります。

ところが、平成21年の税制改正により道路特定財源が一般財源化されることになったため、3年間の猶予期間が切れる平成24年3月末で廃止される予定であります。しかし、免税軽油制度

がなくなれば、農業・林業・漁業経営への大幅な負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、漁業者などにとって大きな問題となっております。

また、この制度は地域産業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも重要であり、その継続が強く望まれております。

よって、国及び政府においては、現行の免税軽油制度を恒久的に継続されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長 参議院議長へ意見書を提出いたします。

以上で提案説明を終わります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号、免税軽油制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第10．発議第9号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第10、発議第9号、原子力発電所の段階的縮小と再生可能エネルギーへの転換・促進を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

原子力発電所の段階的縮小と再生可能エネルギーへの転換・促進を求める意見書。

去る3月11日に発生をいたしました東北大震災でありますけれども、これによって東北地方に大きな被害がもたらされまして、その後、追っかけ大津波によって1万数千人の方々の尊い命が奪われるという事態が発生をいたしました。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の全交流電源喪失という大事故に至りまして、炉心溶融、メルトダウンが起きてしまいました。

これによりまして東北地方はもとより、遠く関東にも大きな被害が及んでおります。農作物を中心に、そして多くの方々は今も避難をされているわけでありまして、いつ自分の生まれ故郷に帰れるやも知れん、そういう希望の持てない状況に追い込まれているところであります。

この大きな大震災は複合大震災と呼ばれ、新たに原発震災とも言われているわけでもあります。このことは以前から、その危険性を専門家によって指摘をされてきたところでありまして、国や、あるいは電力会社は、その対策に力を注がず、今日の状況がもたらされたわけでありまして。

このことからいたしますと、今回のこの原発事故の教訓化をすれば、地震や津波が必ず起こり得る。そういう国土にある日本にとっては、原子力発電所は、必ず事故が起きるということを想定をしていかなければならないというふうにも思います。

それから、一度、原子力発電所の事故が起きてしまえば、その放射能汚染は何十年も続くという危険性にさらされ続けるわけでありまして。それから放射能廃棄物の処理分問題が、まだまだ未解決であるということ。そしてトータルで見たときに、原子力発電所のコストが高いということが現在わかってきたわけでありまして。

以上のことを考えますと、これからは省エネルギーの努力や、あるいは再生可能エネルギーを飛躍的に増加をさせて、エネルギー政策の転換を図っていく以外に道はないというふうに思います。

よって、政府におかれましては下記の事項を実現されますように要望をいたします。

- 1 この事故の検証、あるいは評価を正確に行い、一刻も早い原発事故の収束を図ること。
- 2 エネルギー政策を抜本的に見直して、太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギー政策に転換を図ること。
- 3 原子力発電所の新たな建設計画は凍結をして、既存の原子力発電所についても運転の計画的停止など段階的縮小を進めていくこと。
- 4 原子力発電所の安心・安全を確保するために、安全神話という体制、このこともしっかりと検証をして、早急に地震・津波に対する安全対策を講ずること。
- 5 この徹底した調査・検証を踏まえ、原子力防災指針の抜本的な見直しを行って、原子力災害から国民の命と暮らしを守る対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、原発事故の収束及び原発防止担当、環境大臣に意見書を提出をいたします。

議員各位の賛成をいただきますようお願いを申し上げます、提案とさせていただきます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号、原子力発電所の段階的縮小と再生可能エネルギーへの転換・促進を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

#### 日程第11．閉会中の継続調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成23年第7回市議会定例会の閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月5日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただいたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項5点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、法律事務所の開設について、ご報告申し上げます。

このたび本市出身で日本弁護士連合会副会長の藤田弁護士のご紹介により、東京きぼう法律事務所が、来年度中に市内に法律事務所を開設したいとの申し出がありました。

市民生活の向上に向け開設費等の支援を行い、一日も早い事務所開設に努めたいと考えております。

2点目に、糸魚川総合病院救急外来棟の建設について、ご報告申し上げます。

このことにつきましては、昨日、安全祈願祭が行われ、平成25年1月末完成予定で工事が進められてまいります。これにより、糸魚川総合病院の救急医療体制がより一層整備され、市内の救急医療の充実とともに医師確保も期待されるところであります。

3点目に、ひすいの里分校高等部について、ご報告申し上げます。

ひすいの里分校高等部につきましては、本年10月3日に新潟県から、平成25年4月1日を開校日として、県立糸魚川白嶺高校東側に整備したい旨の報告を受けておりましたが、12月20日に再度県から説明があり、より多様性、利便性に対応できる軽量鉄骨から重量鉄骨に変更するため、新校舎での授業開始を平成25年9月1日に延長したい旨の報告がありました。

県からは、高等部への進入路の確保などの協力依頼を受けておりますが、市といたしても高等部設置に向けて協力してまいりたいと考えております。

なお、新校舎使用開始までは、今までどおり糸魚川小学校を利用したいということであります。

4点目に、今井地区における水道の公営化について、ご報告申し上げます。

昨年度から着手している今井地区の戸沢簡易水道、八千川簡易水道、西川原小規模水道の公営化に向けた工事はほぼ完了し、本年12月26日から給水を開始する予定であります。

なお、一部残っている工事は本年度末までに完了し、今井地区での水道公営化事業は終了となる見込みであります。

最後に、糸魚川市総合計画後期基本計画並びに各種個別計画等について、ご報告申し上げます。

「総合計画後期基本計画」「地域づくりビジョン」「総合計画実施計画」「定住自立圏共生ビジョン」、そして「国土利用計画（糸魚川市計画）」については、本日、議員の皆様にお配りをさせていただきます。

後期基本計画は、平成24年度からの総合計画後期5カ年の基本構想の実現に向けた施策を掲げ

ており、まちづくりの基本指針となるものであります。

地域づくりビジョンは、地域住民による自主的・主体的なまちづくりを目指すため、新たな地区公民館の区域を単位として、地区の将来像と施策の方向性を示すものであります。

実施計画は、総合計画の各事業を計画的、かつ効率的に展開するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、平成24年度から3カ年間で取り組む主要な事業を定めたものであります。

定住自立圏共生ビジョンは、定住や自立に向けて、魅力あふれる地域形成の具体的取り組みを示しており、平成23年度からの5カ年計画であります。

国土利用計画は、長期にわたって安定し、かつ調和のとれた適正な土地利用を確保するための基本事項を定めた計画であります。

今後も社会経済情勢の動向を踏まえ、これら計画に基づく事業実施により、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け邁進してまいります。

また、平成22年度の教育に関する事務の点検及び評価報告書を作成いたしましたので、あわせて、本日、議員の皆様にお配りをさせていただきました。

以上、当面いたしております主要事項5点についてご報告を申し上げます。

なお、このたびの議会におきましては、議案の撤回など、議案審議において説明不足が重なり、議事進行に支障を与えるとともに、議員各位にご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。このことを重く受けとめ、全職員一丸となって全市民の信頼回復に向け取り組んでいく所存であります。

今後とも議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成24年3月市議会定例会の招集日を2月27日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（古畑浩一君）

これもちまして、平成23年第7回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+